

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第6号

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年太田市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号及び第3号中「さらに」を「更に」に改める。

第6条第2項中「若しくは13の項又は別表第4の2の項若しくは3の項」を「、13の項、16の項及び17の項」に改める。

別表第3の7の項中「限る。」の次に「以下同じ。」を加え、「同表」を「太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第3」に改め、同表9の項中「さらに」を「更に」に改め、同表に次のように加える。

14 会計年度任用職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（別表第4の3の項から5の項までに掲げる場合を除く。）	1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、一の年度においてそれぞれ別表第7に定める日数
15 会計年度任用職員が、生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817

	<p>条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>16 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が別に定めるその子の世話若し</p>	<p>一の年度において5日（その養育する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>

<p>くは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が別に定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>17 要介護者の介護その他の市長が別に定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>18 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>その都度任命権者が必要と認める期間</p>

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条、第7条関係）

理由	期間
<p>1 要介護者の介護をする会計年</p>	<p>指定期間内において必要と認めら</p>

<p>度任用職員が、当該介護をするため、任命権者が、市長の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（この項及び次項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>れる期間</p>
<p>2 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>3 生理に有害な職務に従事する女子の会計年度任用職員及び生理日において勤務することが著しく困難な女子の会計年度任用職員の生理日の休養</p>	<p>2日の範囲内の期間で、その都度任命権者が必要と認める時間又は日数</p>
<p>4 妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）。ただし、1日につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。</p>
<p>5 会計年度任用職員が、公務上の</p>	<p>医師の証明等に基づき必要な期間</p>

負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
6 会計年度任用職員が、別表第3の14の項に掲げる期間の有給の休暇を取得してもなお負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3項に掲げる場合を除く。）	1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、一の年度においてそれぞれ別表第8に定める日数
7 会計年度任用職員が、小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

別表第7日数の項中「30日」を「20日」に、「15日」を「10日」に、「10日」を「7日」に改め、同表を別表第8とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（別表第3関係）

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日	2日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで
日数	10日	10日	5日	3日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。